

## 第 7 6 号議案

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区印鑑条例の一部を改正する条例

足立区印鑑条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号。以下「令」という。）第 3 0 条の 1 3 に規定する旧氏をいう。以下同じ。））」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 3 0 条の 2 6 第 1 項」を「令第 3 0 条の 1 6 第 1 項」に、「氏名若しくは」を「氏名、旧氏若しくは」に改め、「組み合わせたもの」の次に「（区長が別に定める基準を満たすものに限る。））」を加え、同条第 2 項中「組み合わせたもの」の次に「（区長が別に定める基準を満たすものに限る。））」を加える。

第 8 条第 3 号中「外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称」を「氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあつては氏名及び当該通称」に改める。

第 1 5 条第 1 項第 5 号中「、氏」の次に「（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。））」を加え、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（ 6 ） 外国人住民にあつては、法第 3 0 条の 4 5 の表の上欄に掲げる者ではなくなつたとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第7条第1項第1号の改正規定（「組み合わせたもの」の次に「（区長が別に定める基準を満たすものに限る。）」を加える部分に限る。）、同条第2項の改正規定及び第15条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法施行令の改正によるもののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。